

第9回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年4月27日

午前10時00分～午後11時19分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 現況証明願いについて

議案第31号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第9回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、6番阪口委員さん、7番望月委員さん、よろしくお願い致します。日程2、「会期の決定について」でございますが、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。日程4、「会務報告」局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは、第8回農業委員会総会以降の会務についてご報告を申し上げます。まず整理番号1番、3月27日、第8回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員12名全員と事務局が出席しております。同じく2番、4月12日から13日まで、平成30年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議が、釧路市阿寒湖畔で開催されております。塩沢会長、事務局長それから事務局が出席しております。この案件に関しましては後程、報告第19号で報告があります。続きまして整理番号3番、4月17日現地調査が役場農業会議室で行われております。第1ブロックの委員さんそれから事務局が対応しております。同じく4番5番、4月18日、利用調整会議、現地調査が川湯農村センターで開催されております。第3ブロックの委員さんと事務局が対応しております。4番の利用調整会議の結果につきましては、後程報告第20号で報告があります。以上簡単ではございますが会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程5、報告第19号「平成30年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議出席報告について」報告を致します。まず総会については私の方から報告致します。釧路地方農業委員会連合会通常総会が4月12日、ニュー阿寒ホテルで開催されました。私と藤林局長、地方連事務局の立場がありますので、奥村次長、吉田係長、四名で出席を致しました。また北海道農業会議からは、佐久間専務理事、岡本技師を来賓に迎えての開催となりました。議案審議では、平成29年度の事業報告、収支決算報告また平成30年度の事業計画、収支予算計画、更には会則の一部改正、北海道農業会議理事候補者の推薦など審議され、原案のとおり可決されております。また協議案といたしまして、国会議員要請集会参加に向けた要望事項の検討や対応、また女性農業委員派遣要請などの内容など協議を行い、平成30年度の通常総会を閉会致しました。その後農業会議主催となりますが、地区別農業委員会会長、事務局長会議と最後懇親会を行っております。なお地区別農業委員会会長、事務局長会議につきましては、局長より報告致します。以上簡単でございますが、農委連合会通常総会の報告と致します。

事 務 局 長 続きまして、平成30年度地区別農業委員会会長、事務局長会議についての報告を致します。地方連の総会が終了後引き続き開催となりました。佐久間専務理事、農業会議の専務理事からご挨拶を頂きました。内容につきましては、協議事項としまして、平成31年度の農業、農業委員会関係予算並びに政策要請に向けた検討について、ということで、平成30年度までの農業政策と予算に関する要請内容の政府予算案へ反映されていない要請を中心に、農業会議でまとめた事案について検討、協議、意見をまとめられました。続きまして、農業者年金の加入推進と、北海道農業者年金協議会への参画について、農業委員会組織の情報提供活動の取組みと全国農業新聞普及推進について、それから、平成30年度北海道農業会議事業のスケジュールについて、それぞれご説明をう

議長 異議なし。ということで報告 20 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第

21号「農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事務局　それでは総会資料の5ページになります、お開き願います。報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について。下記農地について合意による解約があったので報告する。平成30年4月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回合意解約につきましては、4件の申し出があります。それでは番号1番から説明致したいと思います。
番号1番、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては同住所で〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成30年3月30日。契約期間については平成28年1月1日から平成37年12月31日となっております。この契約は経営移譲に伴う農地法3条による使用貸借契約となっております。
続きまして番号2番となります。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏、借受け人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日につきましては平成30年4月6日、契約期間につきましては平成26年2月28日から平成36年2月6日までとなっております。
次に番号3番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。公簿現況地目とも畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成30年4月4日、契約期間につきましては平成29年2月27日から平成34年2月26日までとなっております。
続いて6ページになります。番号4番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日につきましては平成30年4月13日。契約期間につきましては平成28年5月24日から平成32年5月23日までとなっております。
この合意解約のあった農地につきましては、1番3番4番につきましては28ページからの議案第31号の農用地等の利用調整申出について、2番については9ページからの議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地等利用集積計画の決定について、で提案させて頂いております。
以上簡単ではありますが報告第21号の説明とさせていただきます。

議長　はい只今報告第21号事務局から報告がございました。何かご質問ございますか。

各委員　異議なし。

議長　異議なしということで、報告第21号を報告済みとさせていただきます。次日程8、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明よろしく願います。

事務局　総会資料の7ページをお開き願いたいと思います。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。平成30年4月27日提出。弟子屈町

農業委員会会長塩沢稔宏。

番号1番の説明をしたいと思います。権利については利用権設定、賃貸借でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆の計3筆。公簿現況地目とも畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇子氏でございます。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由につきましては、貸付人は事業計画を理解したうえで所有農地を貸し付ける、借受人につきましては事業実施に向け当該地を借受ける、としております。契約は賃貸借契約となっております。価格は〇〇〇〇円、10アール当たり約〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図につきましては、8ページを参照願いたいと思います。別紙の資料ということで今回付けさせて頂いております。その資料の説明をしたいと思います。本申請に係る事業計画関連資料ということとなっております。借受人の〇〇〇〇氏は平成27年度より地域おこし協力隊として活動してきている方でございます。活動内容につきましては、ブドウ栽培及びワイン造りによる農業と観光による地域活性化ということで活動しており、現在では町内の飲食店でワインを活用したイベントを実施するまでとなっております。ご存知かと思いますが、「葡萄色の旦(えびいろのよあけ)」というワインで赤ワインを醸造している活動をしております。今までの事業概要、今後継続される予定でございます。〇〇〇〇氏はこの協力隊の期間中ブドウに特化した研修を受けており池田町でも実習を長期間受けていた実績もある方でございます。こういった動きにつきましては資料1ページ、2ページに事業概要、目的、とございます。次のページに事業内容とございますが、これは主に今までの事業の内容が記載されております。

資料3ページ目以降は今後の目標等を記載しております。当面は当該地においては、ブドウ栽培における土壌の調査。あとは品種、生産等の研究を実施して、現行のワインの取組も併せて並行で実施していくこととなります。事業の目標といたしまして(2)、3年目以降に収穫が可能としまして、最終目標は、屈斜路地区全体で10,000キロ以上の収穫を目標とする明確な目標を立てているということの状況です。事業の発展性として、研究内容といたしまして、玉川大学の協力を受けながら今年30年6月までに土壌調査を行う旨の内容を記載しております。実際の営農計画といたしまして資料の4ページになりますが、5か年分の営農計画となっております。具体的には3年目までは収穫がほぼ出来ないという状況と併せて研究等を行いますので、高木氏がやる事業に関しての収入は、ほぼほぼ無い状況でございます。準備研究がメインとなります。但し4年目5年目位にワイナリーの建設をする予定でありまして、この時期から法人化に向けて実際の活動が始まるということになっております。よって33年34年35年ということでブドウ売上高というのが、どんどん増えていくという形になるという状況でございます。あくまで計画ですので時期に関しては多少の前後もあるかと思いますが、引き続き町も支援を行いながら今まで通りの取り組みを行うという形になっておりますので、事業計画内容も町も入りまして協議を行ったものでございます。一応最終ページには開設スケジュールということで表といった形で、タイム計画的なものも付けさせて頂き、そのタイム計画の中で取進めて行くといった形になっております。農地法第3条調書につきましては6ページでございます。ご参照頂きたいと思います。以上簡単ではありますが、農地法第3条の許可申請についての説明とさせて頂きます。ご審議の上決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。11番上西委員さんよろしくお願い致します。

上 西 委 員 11番上西です。申請番号1番の現地調査は、4月18日に実施致しました。現地調査委員は、吉田委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局であります。本申請は、地域おこし協力隊でした〇〇〇〇さんが屈斜路地区でのブドウ栽培研究のために農地を賃貸借するものであります。このブドウの取組みは従来町が実施しているワ

インの生産事業そのものであります。この研究で安定収穫できるブドウの品種を確立した後、本格的な法人設立に向け事業展開するとのこと、申請地においては今年肥培管理を行い、研究事業を開始される予定とすることで、当面町も協力する予定であることなど、農地については適正に管理されるものと判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。ここで質疑を受けたいと思います。議案 28 号について何かございますか。ご質問ございますか。

元 山 委 員 はい、4 番元山です。只今〇〇〇〇氏の内容について、若干補足させていただきます。知っている方は分かっているとは思いますが、補足させていただきます。彼は地域おこし協力隊として、南弟子屈昭栄小学校の教員住宅に 3 年前から居住致しまして、農林課に所属致しまして、ワイン作り、栽培等を勉強しており、地域ともコミュニケーションをとっており非常に人間関係も良好で、協力隊という形でワインだけではなく、白樺の樹液等色々なものに精通しておりまして、それを商品化したり、色々なかたちで努力されている方でございます。今言った発言において人間的どうのこうのという保証ではございませんが、今後弟子屈町においての農業におきましても振興して生産していただけるものと、私の方で補足として説明させていただきますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 はい、有難うございました。では何かありますでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 28 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 9 ページをお開きください。議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回の総会に提案されております申請につきましては、所有権移転の申請が 3 件、利用権設定の申請が 12 件、合せて 15 件の申請でございます。
整理番号 1 番につきましては、先月開催されました第 8 回総会報告第 17 号利用調整結果について、で報告がありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の所有権移転の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は牧場、畑、現況地目は畑でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 13 ページをご覧ください。
整理番号 2 番、3 番につきましては、報告第 20 の 1 号で報告がありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の所有権移転の申請でございます。本来でございましたなら報告後翌月に申請になるところでございますが、耕作時期も間地かということで提案となっておりますのでご理解頂きますようよろしくお願い致します。
整理番号 2 番、所在につきましては字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、公簿地目は牧場、現況地目は畑、譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 14 ページをご覧ください。

続きまして整理番号3番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆、〇〇〇〇m²、公簿地目は牧場及び山林、現況地目は牧場及び畑でございます。譲受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては15ページをご覧ください。

整理番号4番からは利用権設定の申請でございます。整理番号5番8番10番につきましては新規の申請、その他4番6番から7番9番11番から15番につきましては継続の申請でございます。

整理番号4番継続の申請でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年4月27日から平成33年3月31日までの約3年間となっております。図面につきましては16ページをご覧ください。

続きまして整理番号5番新規の申請でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外2筆、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年4月27日から平成33年12月31日までの約3年8か月間となっております。図面につきましては17ページをご覧ください。

続きまして整理番号6番から8番につきましては、借受人、字屈斜路231番地3、早勢翔太氏の申請でございます。

整理番号6番継続の申請でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1筆、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月27日から平成35年2月28日までの約4年10か月間となっております。図面につきましては18ページをご覧ください。

続きまして整理番号7番継続の申請でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月27日から平成35年2月28日までの約4年10か月間となっております。

続きまして整理番号8番新規の申請でございます。所在字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月27日から平成35年2月28日までの約4年10か月間となっております。整理番号7番8番の図面につきましては19ページをご覧ください。

続きまして整理番号9番継続の申請です。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外3筆、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的は、普通畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外1名、借受人、字屈斜路312番地5、窪内英和氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月27日から平成40年2月28日までの約9年10か月間となっております。図面につきましては20ページをご覧ください。

続きまして整理番号10番新規の申請でございます。この件につきましては報告第21号の2番で合意解約のありました、〇〇〇〇〇で賃貸借を結んでおりました土地です。

〇〇〇〇〇の離農に伴う申請となっております。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1筆、合計〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的につきましては、牧草畑、貸付人、札幌市中央区5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月27日から平成36年2月6日までの5年10か月間となっております。図面につきましては21ページをご覧ください。

続きまして整理番号11番から15番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏でございます。

整理番号11番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外4筆、〇〇〇〇〇m²、公簿現況地目とも畑、利用目的につきましては、牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年4月30日から平成35年2月28日までの4年10か月となっております。図面につきましては22ペー

ジをご覧ください。

続きまして整理番号 12 番につきましても継続です。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 8 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑、原野、山林、現況地目は畑で、利用目的につきましては、牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 4 月 30 日から平成 35 年 2 月 28 日までの約 4 年 10 カ月となっております。

続きまして整理番号 13 番継続、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は、牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 4 月 30 日から平成 35 年 2 月 28 日までの 4 年 10 カ月間となっております。整理番号 12 番 13 番の図面につきましては 23 ページをご覧ください。

整理番号 14 番継続、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 5 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑、山林、現況地目は畑、利用目的は、牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 4 月 30 日から平成 35 年 2 月 28 日までの 4 年 10 カ月間となっております。図面につきましては 24 ページをご覧ください。

整理番号 15 番継続、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 3 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は、牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 4 月 30 日から平成 35 年 2 月 28 日までの約 4 年 10 カ月間となっております。図面につきましては 24、25 ページをご覧ください。

また、別紙資料 7 ページでございますが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照ください。

以上ざっぱな説明でございますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番については継続ですので省略致します。整理番号 5 番については 2 番齋木委員さんお願いします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。整理番号 5 番につきまして、現地調査を、4 月 18 日に行いました。出席者は、上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施いたしました。今野さんの営農規模縮小に伴います、利用権の設定であります。この土地につきましては、昨年まで〇〇〇〇さんが耕作し管理していた土地であります。借受け者の〇〇〇〇さんにおかれましては、長年畑作を営まれており問題ないと判断いたしました。以上、簡単ではありますが、報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 6 番 7 番については継続ですので省略致します。8 番については、11 番上西委員さんよろしくお願いします。

上 西 委 員 11 番上西です。整理番号 8 番につきまして、現地調査を、4 月 18 日に行いました。出席者、齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局です。本申請地につきましては、現在まで所有者である〇〇〇〇さんが耕作していた土地です。〇〇〇〇さんにおかれましては、昨年度より経営規模縮小のため、自作地を各営農者に賃貸借しており、本申請につきましても規模縮小に伴うものであります。借受け者の〇〇〇〇さんにおかれましては、長年畑作を営まれており、問題ないと判断いたしました。

以上、簡単ではありますが、報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 9 番については継続ですので省略致します。整理番号 10 番、1 番吉田委員さんよろしくお願いします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。整理番号 10 番につきまして、現地調査を、4 月 18 日に出席者、上西委員、齋木委員、私と事務局で実施致しました。
報告第 21 号で合意解約のありました、現在まで〇〇〇〇が使用していた土地であります。離農したことに伴い地域で協議した結果をふまえ、〇〇〇〇と北海道農業公社で協議を行い、賃貸借にて使用する申請であります。〇〇〇〇におかれましては幅広く酪農を営んでおり、特に問題はないと判断しております。
以上、簡単ではありますが報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次整理番号 11 番 12 番 13 番 14 番 15 番については継続ですので省略致します。それでは質疑を受けたいと思います。整理番号 1 番について〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願い致します。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開致します。整理番号 1 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで整理番号 1 番を決定させて頂きます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休憩します。

(休憩)

議 長 再開致します。次に整理番号 10 番について、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願い致します。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開致します。整理番号 10 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで整理番号 10 を決定させて頂きます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 11 番 12 番 13 番 14 番 15 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで決定させていただきます。議案第 29 号を全て決定させていただきます。次日程 10、議案第 30 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料 26 ページをお開き願います。議案第 30 号現況証明願いについて。農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成 30 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。1 件の証明願いが出ております。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆でございます。登記地目は牧場。面積は〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者、申請者ともに弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては 27 ページをご参照願いたいと思います。以上、簡単でございますが議案 30 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地報告をお願いします。2 番齋木委員さんをお願いします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。現地調査は、4 月 18 日に実施しました。現地調査委員は、上西委員、渡邊委員、吉田委員、私と事務局であります。本申請地は〇〇〇〇氏所有地で、昨年に農地利用調整申出をする際、農地と農地以外と分けるため、分筆した土地であります。当時と変わらず建物等があり農地としての利用は見込めないため。採草放牧地以外と判断致しました。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案 30 号について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 30 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 31 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは 28 ページをお開きください。議案第 31 号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成 30 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。申出の件数につきましては 3 件でございます。整理番号 1 につきましては、報告 21 号 1 番で合意解約がございました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申し出の種類は譲渡でございます。字〇

区一円と致しました。

以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。それでは整理番号1番2番一括で審議したいと思います。
調整候補者の氏名についてですが、原野摩周及び上仁多地区一円、18個人3法人とい
うことですが、私事でありますが、塩沢候補者より辞退します。

〇 〇 委 員 はい、〇〇〇〇です。候補者を辞退いたします。

議 長 〇〇〇〇委員さんと私が辞退するということで、整理番号1番2番については16個
人3法人となります。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、調整委員の指名については局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、整理番号1番2番とも隣接地ということで関連がございますのでふたつと
も一括で行いたいと思います。まず第1ブロック担当委員さんをお願いしたいと思いま
す。塩沢委員、元山委員、江上委員、鈴木委員、以上4名の委員さんよろしくお願いします。

議 長 はい、只今局長から説明がございましたとおり、調整委員の指名については、第1
ブロックの委員さんということでよろしいですか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということで整理番号1番2番を第1ブロックの委員さんよろしくお願
いします。次整理番号3番について調整候補者の指名については札友内地区一円、4個人
1法人ということでよろしいでしょうか。

阪 口 委 員 はい6番阪口です。これは営農者対象としているの。それとも土地所有者として
いるの。ここに何人か土地持っている人いるよね。過去にあっせんに出ていた人も、その人
達には案内も出さなくていいの。

議 長 休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。札友内地区一円ということでしたが、事務局の方から説明願います。

事務局 調整候補者名につきましては、札友内地区一円といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、公益財団法人北海道農業公社の7個人1法人与致しました。以上です。

議長 只今、事務局の方から説明がございました。札友内地区一円、7個人1法人ということで、よろしいでしょうか

〇〇委員 はい〇〇〇〇です。候補者から辞退します。

議長 はい〇〇〇〇委員さんが辞退するということで、札友内地区一円6個人1法人とします。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 それでは調整委員名の指名について、局長よりお願い致します。

事務局長 はい、それでは第3ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。上西委員、齋木委員、渡邊委員、吉田委員の4名の委員さんお願い致します。

議長 それでは、只今局長より説明がございました。第3ブロック委員さんよろしく申し上げます。議案第31号につきましてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし、ということで議案第31号を決定とさせていただきます。次その他について、休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。本日日程1から日程12まで全て決定いたしました。これにて第9回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午後 11 時 19 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 阪口 正明

議事録署名委員 望月 信雄